

第6回士別市農業委員会総会議事録

令和3年11月26日

士別市農業委員会

第6回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年 11月 26日 (金曜日)

午後 1時 30分 開会

午後 2時 00分 閉会

2. 開催場所 第2庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

日程第 1	報告第 1号	士別市農業経営改善計画の認定について
日程第 2	報告第 2号	農地法第3条の3の規定による相続の届出について
日程第 3	報告第 3号	賃貸借契約の解約について
日程第 4	議案第 1号	土地の現況証明書の交付について
日程第 5	議案第 2号	農地法第2条の規定による農地の判断について
日程第 6	議案第 3号	農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	議案第 4号	関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出について

出席委員 (26名)

1番	上野 浩二 君	2番	湯浅 悦子 君
3番	山下 篤 君	4番	松井 薫 君
6番	新田 康仁 君	7番	森野 良次 君
8番	鈴木 淳一 君	9番	寺崎 徳仁 君
10番	中澤 弘幸 君	11番	工藤 修一 君
12番	岡崎 京子 君	13番	本間 一明 君
14番	柳 眞由美 君	15番	梅津 宣保 君
16番	遠藤 英俊 君	17番	沼舘 初男 君
18番	鈴木 茂樹 君	19番	佐久間 弘美 君
20番	渡辺 亨 君	21番	村上 幸博 君
22番	栗本 勝 君	23番	中山 義隆 君
24番	鈴木 庄一郎 君	25番	小野寺 悦子 君
26番	木下 一彦 君	27番	保科 隆志 君

出席説明員 (4名)

事務局長	林 秀忠 君
主査	小林 泉 君
主事	古閑 俊祐 君

4. 会議の概要

(午後 1時30分 開会)

●議長（保科隆志君）

第6回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は26名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、10番 中澤弘幸委員、11番 工藤修一委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「古川委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 士別市農業経営改善計画の認定について、本案件については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議長を会長職務代理者に交代します。

●議長（上野浩二君） 日程第1、報告第1号 士別市農業経営改善計画の認定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木濤君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので報告いたします。

番号1番、●●●●の再認定、6件の変更認定がありました。なお、累計は、先月比 増減なしの 459件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本案件中、番号7番について保科委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、これで報告第1号は終了いたします。質疑が終了しましたので、議長を交代します。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第2、報告第2号 農地法第3条の3の規定による相続の届出について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の3の規定により、相続による権利取得の届出がありましたので報告いたします。

番号1番、相続人、●●●●より相続の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第3、報告第3号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農地法第18条第6項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外1件より解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第3号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第4、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、山林、面積9,720 m²、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も非農地となっている土地であります。

番号2番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、多寄町37線西、地番、●●●●、

地目、公簿、畑、現況、宅地、面積 849 m²、証明の必要理由、地目変更登記。本申請地につきましては、平成 16 年にカーポートを建設し、現在も宅地利用されています。本来、転用案件ではありますが、士別市農業委員会の「特別な事情がある場合の現況証明の取り扱いについて」により、非農地になってから 15 年以上が経過しているため、現況証明をするものであります。

番号 3 番、土地の所有者 ●●●●、現況証明申請者 ●●●●、所在、中士別町 1 線西、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積 942 m²、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、昭和 42 年に住宅を建設し、現在も宅地利用されています。本来、転用案件ではありますが、士別市農業委員会の「特別な事情がある場合の現況証明の取り扱いについて」により、非農地になってから 15 年以上が経過しているため、現況証明をするものであります。

番号 4 番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、東 6 条 1 丁目、地番、●、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積 370 m²、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も非農地となっている土地であります。

現地確認につきましては、番号 1 番は 11 月 9 日に、番号 2 番は 11 月 8 日に、番号 3 番は 11 月 10 日に、番号 4 番は 11 月 11 日にいずれも各担当地区農業委員 3 名により実施をしています。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第5、議案第2号 農地法第2条の規定による農地の判断について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第30条の規定により実施した農地利用状況調査の結果に基づき、農地法第2条第1項に定める農地該当の可否について、ご審議願います。

番号1番、土地の所有者、●●●●、所在、西4条9丁目、地番、●●●●外1筆、地目、公簿、畑、面積あわせて784㎡。

番号2番、土地の所有者、●●●●外3名、所在、西士別町、地番、●●●●外4筆、地目、公簿、田・畑、面積あわせて12,371㎡。

番号3番、土地の所有者、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●、地目、公簿、畑、面積19,413㎡。

農地利用状況調査につきましては、10月12日に各担当地区農業委員により実施しております。

以上の案件につきましては、いずれも再生利用困難な農地であることから、農地法第2条第1項に定める農地に該当しないため、非農地と判断するものであります。

なお、農地に該当しない旨の判断をした場合は、所有者及び市・法務局等の関係機関に非農地通知書の送付をいたします。

以上で、説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第6、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(35線西)、地番、●●●●外1筆、地目、田・畑、面積16,437㎡、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由に

については、借入地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号2番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、下士別町(40線東)、地番、●●●●外9筆、地目、田、面積110,631㎡、賃貸料、●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号3番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町(4線東)、地番、●●●●外2筆、地目、田、面積23,852㎡、賃貸料、●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号4番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、武徳町(42線東)、地番、●●●●外15筆、地目、田・畑・用悪水路、面積115,169㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、経営移譲により借り受けるためであります。

番号5番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、武徳町(41線東)、地番、●●●●、地目、畑、面積14,970㎡、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、借人ためであります。

番号6番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町(34線西)、地番、●●●●外3筆、地目、田・畑、面積65,164㎡、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号7番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●外21筆、地目、田・畑、面積120,557.24㎡、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号8番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●外5筆、地目、田・畑、面積44,023㎡、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

以上、8件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項 第1号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第7、議案第4号 関係行政機関等に対する農業委員会の意

見の提出について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 議案第4号、関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出についてご説明申し上げます。

本意見につきまして、農業委員会に関する法律の第38条にもとづき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項の事務をより効率的かつ効果的に実施するため、必要があると認めるとき、改善についての具体的な意見を提出するもので、農地等の利用の最適化の推進に関する施策に関わる農業・農村の問題を幅広くくみ上げた現場の意見が反映されることが求められるものです。詳細につきましては、別紙のとおりであります。

以上 ご審議をお願いいたします。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第6回総会は、これもちまして閉会いたします。

（午後2時00分 閉会）